

八女市立花校区小中学校整備基本計画策定業務委託仕様書

令和7年7月

八 女 市

1 業務委託名

八女市立花地区小中学校整備基本計画策定業務委託

2 業務目的

八女市においては、人口減少・少子化の社会情勢に鑑み、学校が直面する教育上の諸課題を解消し、次代を担う児童・生徒の学びを支える義務教育学校を目指した魅力のある学校を創造し、教育活動を展開していくことが必要であることから、基本計画を策定することとした。このため、本事業において受託者には基本計画の策定にあたり経営・財務、技術、法制度、公共施設マネジメント等多様な知見に基づく助言・提案、策定支援を求めるものとする。

3 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月30日までとする。

4 契約金額

契約金額の上限額19,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

小中学校整備基本計画の策定のため、次の業務を行うものとする。

なお、業務対象地は、八女市立立花小学校地内及び周辺地とする。

(1) 計画準備

業務に先立ち、業務実施計画書（工程表）及び着手届を提出し、承認を得なければならない。また、必要な資料について貸与を受け資料の収集・整理を行うこと。

(2) 基本計画の位置づけ整理

基本計画の目的や位置づけを整理すること。

(3) 現行の小・中学校施設の現況と課題の整理

学校施設の規模、耐用年数、耐震状況等を把握し学校施設の課題を整理すること。

(4) 整備計画地の現況整理

整備計画地は現在の立花小学校敷地及び隣接用地とし、敷地範囲、土地利用状況、法規制、ハザード等の現況を整理すること。

(5) 施設整備方針の設定

学校施設の整備方針を検討し設定すること。

(6) 施設計画条件の設定

想定される将来児童生徒数、学級数、教職員定数等の条件整理を行うこと。また、本市において実施する教職員及び地区住民へ意向を踏まえ施設整備に関するニーズを把握し整理すること。

(7) 施設計画の検討

① 機能、諸室・規模の設定と各諸室内容の基本的な考え方の整理

学校施設である校舎、屋内運動場等の付帯施設を検討し、各諸室内容の基本的な考え方

を整理すること。

② 施設ゾーニングの検討

小・中学校の諸室の共有・分離、各施設間の動線やカリキュラムを踏まえた学年ごとのつながり、学校屋内運動場の施設ゾーニングを検討すること。

③ 建築計画の検討

全体施設配置計画及び学校施設の平面計画を検討すること。施設配置については既存施設を活用（一部増築）した計画を検討し提案すること。

④ 構造・設備計画の検討

学校施設の構造や設備計画（安全性、維持管理の省力化及び経済性、環境・省エネルギー性、災害時における耐震性、機能性）を検討すること。

⑤ 外構計画の検討

屋外運動場、駐輪・駐車場等の外構計画を検討すること。また、児童生徒の通学の安全性から隣接道路における安全性について課題整理を行うこと。

(8) 概算事業費の算出等

学校施設整備費及び用地取得や造成等が必要となる場合にはその費用等を含め概算事業費を算出すること。また、財源調達方法の検討や経営・財務マネジメントの観点からみた財政への影響について分析を行うこと。

(9) 整備スケジュールの作成と課題の整理

基本計画策定後の事業スケジュールを作成するとともに、今後の課題について整理すること。

(10) 基本計画案の作成及び成果品とりまとめ

これまでの検討結果を踏まえ基本計画案及び概要版案を作成するとともに成果品をとりまとめる。

(11) 検討委員会（4回程度）

基本計画策定のために検討委員会を開催することから、その運営支援（資料作成、会議への参加、議事要旨の作成）を行うこと。

6 業務計画書の作成

(1) 受託者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成し市に提出しなければならない。

(2) 業務計画書には、次の事項を記載する。

ア 業務概要

イ 実施方針

ウ 業務工程

エ 業務実施体制 ※プロポーザル実施時に提出したのもでも可。

オ 打合せ計画

カ 使用する主な資料等

キ 緊急時を含む連絡体制

ク その他必要とするもの

(3) 受託者は、業務計画書の内容を変更する場合は、あらかじめ理由を明らかにした上で、市の承諾を得なければならない。また、承諾を得た後、速やかに変更業務計画書を提出するものとする。

7 資料の貸与及び返還

市は、業務の遂行上必要とされる場合、受託者に資料等を貸与するが、本業務の完了後は速やかに返却すること。なお、貸与する資料等について、受託者はその重要性を十分に認識した上で、破損、紛失等のないように取り扱い、管理すること。その他業務の遂行上必要な資料については、受託者の責任と負担において収集すること。

8 成果品

(1) 成果品の仕様、数量等については以下のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|----|
| ア 基本計画（A4版） | 1部 |
| イ 基本計画概要版（A3版両面1枚程度・フルカラー） | 1部 |
| ウ 電子データ一式 | |
| エ その他本業務で収集・作成した資料一式 | |

※本業務の検査後、作業に遺漏が見つかった場合は、受注者の責任において遅延なく不備を補い修正するものとする。

(2) その他、データの作成や提出にあたっては、発注者とのデータの互換性を図り、発注者が円滑に修正、監修できるように配慮すること。詳細は別途協議する。

9 留意事項

(1) 法令順守

受注者は、本業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 守秘義務

受注者は、本業務の実施にあたり、知り得た秘密を漏らしてはならない。本業務が完了した後も同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施にあたり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、発注者の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(4) 成果品の帰属

本業務における成果品は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は、発注者の承認を得ずに複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行にあたり、第三者の

著作権等に抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(5) 参考情報

下記の情報を考慮し計画すること。

ア 対象校の住所

立花小学校 八女市立花町谷川1058番地

立花中学校 八女市立花町谷川859番地2

イ 対象校の児童・生徒数（令和7年5月1日現在）

立花小学校 192人 10学級

立花中学校 66人 5学級

ウ 既存校舎の利用

工事期間中は既存校舎を利用し、仮設校舎は建設しない。

エ プールについて

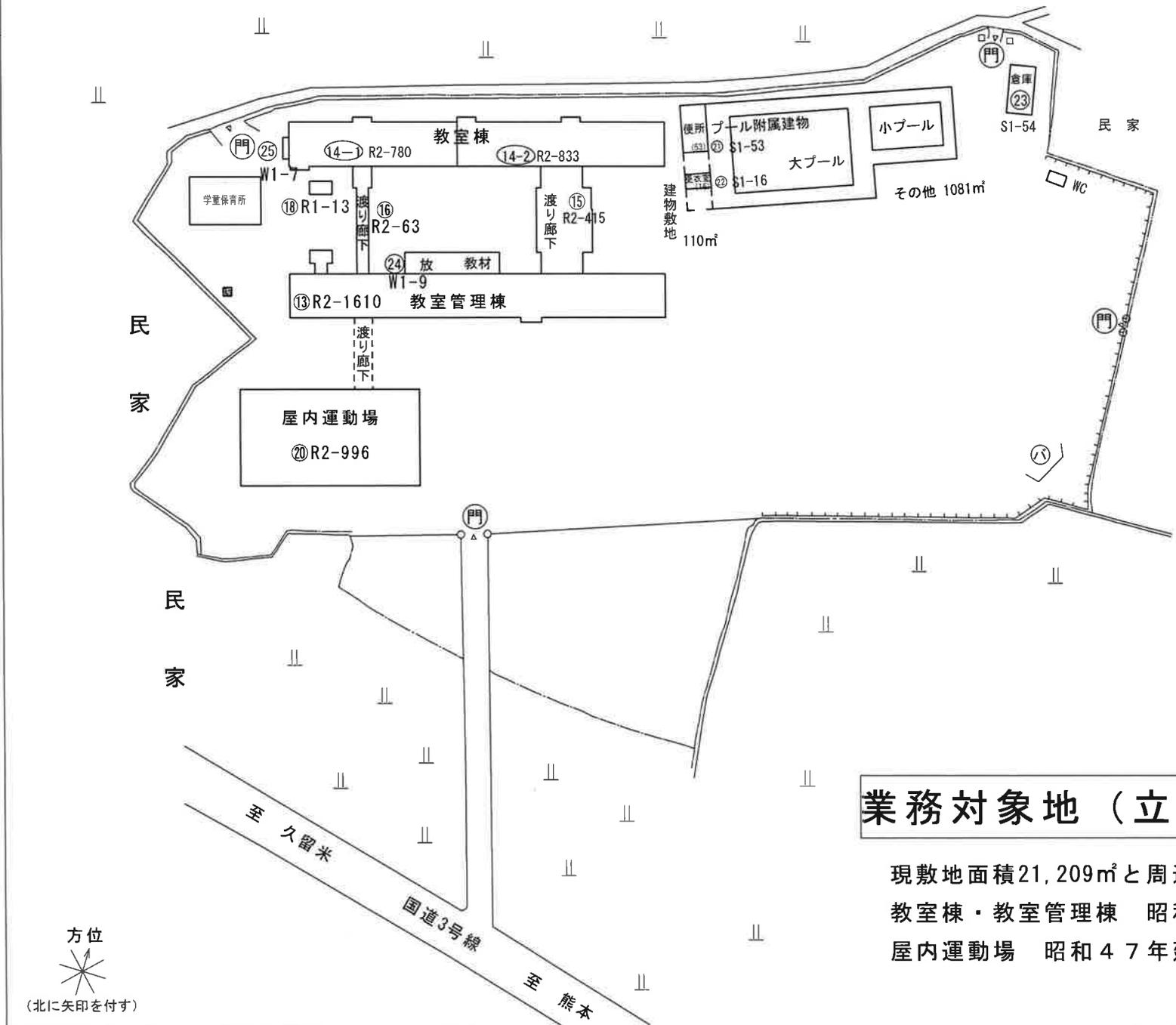
プールは使用しないため解体も可能とする。

(6) その他

本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、または本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。

以上

- 凡例
- 建物
- 未 未とりこわし建物
 - 危 危険建物
 - 借 借用建物
 - 一時 一時使用建物
 - 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの
- 建物以外の工作物
- 自 自転車置場
 - 倉 倉庫
 - 吹 吹き抜けの渡廊下
 - 温 温室
 - 撲 相撲場
 - バ バックネット
 - 監 監視席(プール)
 - 動 動物小屋
 - ポ ポンプ室
 - 受 受水槽

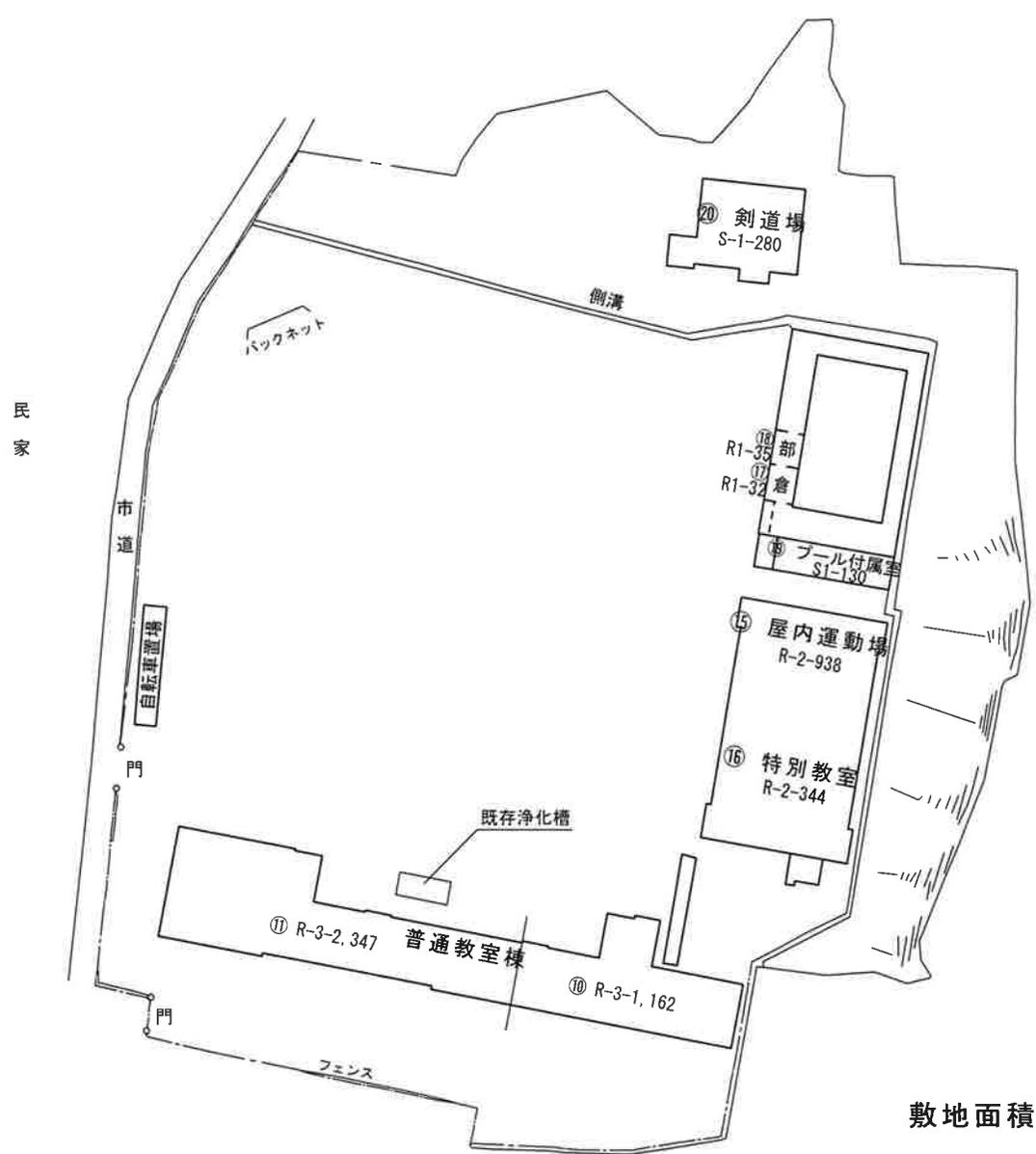


業務対象地 (立花小学校)

現敷地面積21,209㎡と周辺地
 教室棟・教室管理棟 昭和46年建設
 屋内運動場 昭和47年建設

令和7年度

- 凡例
- 建築物
 - 未 未とりこわし建物
 - 危 危険建物
 - 借 借用建物
 - 一 一時使用建物
 - 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの
 - 建物以外の工作物
 - 自 自転車置場
 - 倉 倉庫
 - 吹 吹き抜けの渡廊下
 - 温 温室
 - 撲 相撲場
 - バ バックネット
 - 監 監視席(プール)
 - 動 動物小屋
 - ポ ホンブ室
 - 受 受水槽



敷地面積 19,852.35㎡